



分譲宅地の開発事業者への補助金です！！

小千谷市宅地開発支援事業補助金

今年度もやります！

- ◆ 補助金額 **1 事業 上限 2,000 万円**
*** 補助対象経費の 1/2 以内**



- ◆ 補助対象者 小千谷市内において宅地開発を行う事業者 市外の事業者でもOK！

- ◆ 主な対象要件：下記の①または②で、いずれも分譲区画面積：1 区画平均 60 坪以上

①小千谷市立地適正化計画における居住誘導区域内の土地で、1 団地 3 戸以上の宅地

②農業振興地域白地地域内の土地で、1 団地 1,000 平方メートル以上の団地
※農地の農転可否について、必ず事前に農業委員会にご相談願います。

- ◆ 補助対象経費

- ・ 取付道路及び区域内道路の新設、改良、舗装工事費 ・ 消雪用井戸削井及び消雪パイプ敷設工事費 ・ ガス本支管及び水道配水管敷設工事費
- ・ 用地測量費、計画図等作成費

※下水道受益者負担金は補助対象経費に含まれません。



造成後の土地での住宅建築には、小千谷市の「定住促進マイホーム取得補助金」や、「克雪すまいづくり支援事業補助金」もご利用いただけます。

(↑こちらは建築主さんへの補助金です。)

お問い合わせは

小千谷市役所 建設課

都市整備室 都市整備係まで

TEL:0258-83-3514 FAX:0258-83-2789

E-mail:kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp

※詳しくは「小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。